

SAMPLE / サンプル

証跡パッケージ

Evidence Package

契約名: 業務委託契約書（サンプル）

契約完了日: 2024年12月15日

契約ID: SAMPLE-001

※ これはサンプルです。実際の証跡パッケージには、
お客様の契約情報が記載されます。

【 契約書本体 】

実際の証跡パッケージでは、
ここにお客様の契約書PDFが入ります。

署名済みの契約書がそのまま
証跡パッケージに含まれます。

証跡パッケージ = 契約書 + 監査ログ + システム説明 + Q&A

証跡詳細ログ

契約名: 業務委託契約書（サンプル）

契約ID: SAMPLE-001

完了日時: 2024年12月15日 09時15分34秒

当事者情報

区分	企業名	氏名	メールアドレス	署名日時	IPアドレス
送信者	株式会社サンプル	山田 太郎	yamada@example.com	2024/12/14 10:35:22	203.0.113.10
受信者	テスト株式会社	鈴木 花子	suzuki@example.co.jp	2024/12/15 09:15:33	198.51.100.25

操作履歴（時系列）

日時	イベント	説明	IPアドレス
2024/12/14 10:30:15	作成	契約書を作成しました	203.0.113.10
2024/12/14 10:35:22	送信	契約書を送信しました	203.0.113.10
2024/12/14 14:20:05	閲覧	受信者が契約書を閲覧しました	198.51.100.25
2024/12/15 09:15:33	署名	受信者が署名しました	198.51.100.25
2024/12/15 09:15:34	完了	契約が完了しました	-

PDF完全性情報

契約書PDFハッシュ値 (SHA-256):

e3b0c44298fc1c149afb4c8996fb92427ae41e4649b934ca495991b7852b855

※ このハッシュ値により、契約書PDFが改ざんされていないことを検証できます。

電子契約システムについて

立会人型電子契約とは

本システムは「立会人型電子契約」を採用しています。立会人型電子契約とは、電子契約サービス事業者が第三者として契約の成立を証明する方式です。契約当事者がサービス上で合意の意思表示を行い、その記録を事業者が保存します。

法的有効性

電子契約は、電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律）第3条により、真正に成立したものと推定されます。また、電子帳簿保存法にも対応しており、法的に有効な契約として取り扱われます。

セキュリティ対策

1. 通信の暗号化

すべての通信はTLS（Transport Layer Security）により暗号化されています。

2. 本人確認

契約締結時には、メールアドレスによる本人確認を実施しています。署名用の専用URLは、指定されたメールアドレスにのみ送信されます。

3. 改ざん防止

契約書PDFにはSHA-256ハッシュ値を付与し、改ざんの検知が可能です。ハッシュ値は契約完了時に計算され、証跡として保存されます。

4. 証跡の記録

以下の情報が自動的に記録されます：

- 操作日時（タイムスタンプ）
- 操作者のIPアドレス
- 操作者のブラウザ情報（User-Agent）
- 操作内容（閲覧、署名等）

データの保存

契約書PDF及び証跡データは、暗号化された状態でクラウドストレージに保存されます。データは定期的にバックアップされ、長期保存されます。

運営会社: 株式会社FUNBREW

システム名: Simple Contract

トラブル対応 Q&A

この契約に関して疑義が生じた場合、以下の情報をご参照ください。

Q1. 相手が「署名した覚えがない」と主張している場合

以下の証跡情報により、署名の事実を証明できます：

- 署名日時: 2024年12月15日 09時15分33秒
- 署名時のIPアドレス: 198.51.100.25
- 署名用URLの送信先: suzuki@example.co.jp

署名用URLは指定されたメールアドレスにのみ送信されており、そのURLからアクセスして署名操作が行われた記録が残っています。

Q2. 契約書が改ざんされていないか確認したい

契約書PDFには以下のハッシュ値が記録されています：

e3b0c44298fc1c149afb4c8996fb92427ae41e4649b934ca495991b7852b855

このハッシュ値（SHA-256）を使用して、現在の契約書PDFと照合することで、改ざんの有無を確認できます。

Q3. この電子契約は法的に有効か

はい、法的に有効です。根拠は以下の通りです：

- 電子署名法第3条: 電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定されます。
- 民法第522条: 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示に対して相手方が承諾をしたときに成立します。

本契約の証跡サマリー

契約名	業務委託契約書（サンプル）
完了日時	2024年12月15日 09時15分34秒
送信者	山田 太郎（yamada@example.com）
受信者	鈴木 花子（suzuki@example.co.jp）

ご不明点がございましたら、運営会社までお問い合わせください。

発行日時: 2026年09月10日 01時53分53秒